

高知・インドネシア看護師サポート会 会員申込用紙

会員要項

1. 会員種別・年会費
 - 個人会員 お申込み口数:1口(3,000円)以上
 - 法人会員 お申込み口数:5口(5×3,000円=15,000円)以上(企業広告特典あり)
2. 特典
 - 留学生との交流
 - インドネシア関連のイベント参加
 - 企業広告の掲載(HP掲載については234×60のハーフバナーをご用意いたします)
3. 会員規約
会員規約は高知インドネシア看護師サポート会規約に準じます。裏面をお読みください。

記入欄

※は必須項目です。

※会員種別	<input type="checkbox"/> 個人会員		<input type="checkbox"/> 法人会員
※お申込み口数	()口	1口¥3,000-です。	
フリガナ ※お名前 (法人名)			
フリガナ ※ご担当者名 (法人会員の場合)			
フリガナ ※ご住所	〒 -		
※お電話番号		FAX番号	
メールアドレス		URL	
備考欄			

FAX 番号 : 088-849-2350

まで送信お願いいたします。

高知・インドネシア看護師サポート会規約

(名称)

第1条 この組織の名称は、高知・インドネシア看護師サポート会(以下、「事業部会」と言う)とする。

(住所)

第2条 事業部会の住所は、「高知市塚ノ原37」とする。

(目的)

第3条 事業部会は、高知市とスラバヤ市(インドネシア)との交流ならびにEPAの進展に因んで、インドネシアの優秀な若人2.運営委員は、高知の福祉医療に寄与できる看護師候補生育成事業に(監事)を迎え、日本語、看護技術を学べる環境を整え、国家試験に合格させ、高知の福祉医療に寄与できる看護師候補生育成事業に(監事)を取組むことを目的とする。

(活動)

第4条 事業部会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1)国際交流・協力の活動
- 2)医療又は福祉の増進を図る活動
- 3)技術・文化・芸術の振興を図る活動
- 4)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 5)その他目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 事業部会は、事業部会の目的に賛同する個人または団体で、規定により会員となったものをもって構成する。

2 事業部会の会員は、それぞれ総会における1票の議決権を有する。

(入会)

第6条 新たに事業部会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を運営委員会に提出するものとし、運営委員会において、前条第1項に定める要件を満たし、入会が適切であると認められる場合に、会員となることができる。

(会費)

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

会費の額はそれぞれ次の種別に応じ、次に掲げる額とする。

- 1)個人 1口を3千円/年とし、1口以上
 - 2)法人 1口を3千円/年とし、5口以上
- (退会・除名)

第8条 事業部会を退会しようとする会員は、退会の意志を運営委員会に報告し、任意に退会することができる。また、会員が次の号のいずれかに該当するときは、該当者に弁明の機会を与えた上で、総会の決議を経て除名することができる。

- 1)2年以上の会費を未納の場合
- 2)事業部会の名誉を著しく傷つけるか、または目的に違反したとき
- (拠出金の不返還及び利益の非分配)

第9条 会員はすでに納入した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

剰余金は、これを分配しない。

(総会)

第10条 総会は、事業部会のすべての会員をもって構成する。

(総会の権能)

第11条 総会は、この規約に別に定めることのほか、次の事項を決議する。

- 1)規約の変更
- 2)運営委員会及び監事の選任及び解任
- 3)事業の報告及び決算の承認
- 4)事業計画及び予算の承認
- 5)会員の除名

(総会の開催)

第12条 総会は年に1回以上、必要に応じ、運営委員会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の定足数は会員総数の3分の1以上の出席とする。

3 運営委員会が別に定める細則の方法により、会員の全員に異議がないと認められるとき、総会で議案が決議されたものとみなす。

4 総会の議案の提出は、運営委員会の決議に基づき会長が行う。

5 前項の規定にかかわらず、運営委員または監事の解任の動議は、会員総数の3分の2以上の連名をもって

会員が提案することができる。

(総会の決議)

第13条 総会の決議は、この規約に特別の定めがあるものを除き、出席した会員の過半数をもって決す。

2 運営委員会は、必要と認めるとき、会員の書面又は電磁的方法による表決の方法を定めるものとする。

3 前項の表決をした会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議長は、表決権を有しない。ただし、可決回数の上は議長は議決することによる。

(運営委員)

第14条 事業部会に運営委員を置く。

2 運営委員は、総会及び運営委員会の決議にしたがい、事業部会の業務の執行にあたる。

(監事)

第15条 事業部会の活動の執行状況および財産の状況を監査するため、事業部会に若干名の監事を置く。

2 監事は、毎年、監査報告をし、総会に報告しなければならない。

(解任)

第16条 運営委員、監事が次のいずれかに該当するときには、総会は該当者を解任することができる。

1)職務の遂行にあれないと認められるとき

2)職務上の義務違反、その他当該役職にふさわしくなく行為があると認められたとき

(運営委員等の任期)

第17条 運営委員及び監事の任期は、選任の日から開始し、選任後1年以内に終了する事業年度に関する決算を審議する総会の最終の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第18条 事業部会に、すべての運営委員によって構成される運営委員会を置く。

2 運営委員会の決議は、運営委員会に出席した、運営委員のうち、決議について特別の利害関係を有するものを除く運営委員の過半数によって決する。

3 音声通話による会議の参加は、出席とみなす。

4 運営委員会の議長は、表決権を有しない。ただし、可決回数の上は議長は議長の裁決するところによる。

5 前3項の定めにかかわらず、電磁的方法により、すべての運営委員から異議がないと認められるときは、運営委員会の決議があったものとみなす。

6 運営委員会は、次に掲げる職務を行う。

- 1)事業部会の業務執行の決定
- 2)運営委員の業務の執行の監督
- 3)会長及び常任委員並びに事務局長の選定及び解職
- 4)顧問の選任

(会長及び常任委員)

第19条 事業部会に1名の会長と若干名の常任委員を置く。

2 会長は、事業部会を代表し、会務を統括する。

3 会長及び常任委員は、運営委員の互選により選任する。

(顧問)

第20条 事業部会は、事業部会の活動に資する助言を得るため、若干名の顧問を置くことができる。

(事務局長及び事務局長)

第21条 事業部会の事務の執行を円滑におこなうために、事務局長のもとに事務局をおく。

2 事務局長は、運営委員の互選によりこれを選出する。

3 事務局長は、総会及び運営委員会の議長を司る。

(所屬)

第22条 事業部会は「NPO法人高知龍馬の会」の1事業部として活動する。

2 事業部会の事業報告及び決算報告は、年度未までに事業部会、会長名にてをもって報告する。

(事業年度)

第23条 事業部会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(解散)

第24条 事業部会は、総会に出席した会員の3分の2の賛成があったとき解散する。

(付則)